

千葉市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成31年3月27日

千葉市監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	中	島	賢	治
同	山	本	直	史

30千総業第366号

平成31年3月26日

千葉県監査委員 清水 謙司 様
同 宮原 清貴 様
同 中島 賢治 様
同 山本 直史 様

千葉市長 熊谷 俊人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成11年度及び平成29年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成11年度包括外部監査

監査のテーマ：財産管理

IV 監査の結果

第1 土地の管理について

2 土地の管理の監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(3) 適切な財産管理を図るべき土地について</p> <p>イ 権利関係等に問題がある土地</p> <p>(イ) 所在不明の土地（報告書 P16）</p> <p>緑区土気町（244㎡）など、4件391㎡がある。</p> <p>その内容は、①登記簿謄本にはあるが、公図上確認できず、現地の所在を特定できないことによるもの、②道路脇の土地で、道路用地内なのか民有地内なのかの現地を特定できないことによるものである。</p> <p>これらについては、登記官等と協議のうえ登記抹消手続きをとる、または調査のうえ境界確定するなどの措置を図りたい。</p>	<p>緑区土気町（244㎡）については、権利関係を整理すべく、平成18年11月に土気町名義から千葉市への権利承継に係る所有権移転登記を実施した。境界については、平成19年5月に境界を確定した結果、道路用地内の土地であることが判明したため、道路法に基づく維持管理を要する土地として平成30年10月に管財課から路政課に所管換えを行った。</p> <p>※緑区土気町（244㎡）以外の、3件391㎡≪野呂町500番2,3（44㎡）、市場町廃道敷（87㎡）、亥鼻2丁目廃道敷（16㎡）は措置済として公表済み</p>

平成29年度包括外部監査

監査のテーマ：市税に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

1.1. 滞納整理事務

(7) 監査の結果及び意見（指摘、意見）【納税管理課、市税事務所納税各課】

②滞納処分の執行停止手続きにおいて

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(b) 事務マニュアルの不備について【納税管理課、市税事務所納税各課】（報告書 P269）</p> <p>市が定めた「市税滞納処分の執行停止に関する取扱基準の適用について」（平成27年3月31日納税管理課長）において、執行停止に係る即時消滅（地方税法第15条の7第5項）の適用を判断するに当たっての運用として「定職がなくアルバイト、パート労働者で高額の所得が期待できないこと」が掲げられている。この点、無財産であり、かつ当該要件に該当する滞納者であっても、病気または高齢などの事情がなければ、今後高額とはいえなくとも安定した収入が得られる定職に就き、納税資力が回復する可能性があり、必ずしも即時消滅の要件である将来において資力回復が望めず徴収できないことが明らかであるとは限らない。ただし、この条項を適用して執行停止とした事案は確認されなかった。</p> <p>【指摘】</p> <p>滞納処分の執行停止に係る取扱いの運用指針で示した即時消滅の要件について、法令が定める要件を充足していないため見直しを図られたい。</p>	<p>即時消滅の要件について、法令が定める要件に適合するよう「市税滞納処分の執行停止に関する取扱い基準」を平成30年3月1日に改訂し市税事務所納税各課へ周知を図った。</p> <p>なお、指摘のあった通知（「市税滞納処分の執行停止に関する取扱基準の適用について」）は、本件の改訂に伴い廃止した。</p>